

昇降機等検査員の遵守事項

(一般財団法人日本建築設備・昇降機センター発行『昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書』から引用
ただし、色表示及び太字などの修正は本書編集者が行っています。)

定期検査は、昇降機又は遊戯施設の所有者等がそれらを適法な状態に維持しているか検査し、不具合等があれば指摘し是正を促すことで事故を未然に防止する役割を果たしています。このため、昇降機等検査員は、業務として行った定期検査の報告書の内容に関して全責任を負うこと、事故が発生したときにはこれまでの定期検査の内容を関係者に説明する必要があることを自覚しなければなりません。

このように、昇降機等検査員は、昇降機及び遊戯施設全般について知識を持つ専門技術者として定期検査業務を責任とプライドを持って遂行するとともに、検査結果を所有者又は管理者その他の関係者に説明することが求められています。

昇降機検査員が、適切に定期検査に取り組むために遵守すべき事項を次に掲げます。

・法令遵守等

- (1) 法の規定を遵守し、利用者に安全、安心を提供することを目的に、誠心誠意、厳格に検査を行うこと。
- (2) 常に専門技術者としての自覚を持って業務の遂行にあたり、常日頃より関連する情報収集を行い、技術の研鑽に努め、昇降機や遊戯施設の安全確保に寄与すること。

・検査実務上の遵守事項

- (1) 所有者等に対し昇降機又は遊戯施設の定期検査に必要な次に掲げる文書等の閲覧又は貸与を求め、内容を確認すること。
 - ①製造者から提供された保守・点検に関する文書等
 - ②建築確認及び検査の関係図書
 - ③安全な運行に支障が生じる恐れのある欠陥について、製造業者が講じた修理その他の措置の内容を記した文書等
 - ④保守・点検に関する過去の作業報告書等
 - ⑤不具合に関する過去の作業報告書等
 - ⑥事故又は災害に関する過去の作業報告書等
 - ⑦定期検査報告書等の写し
 - ⑧その他、保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等
- (2) 所有者に対し、予め定期検査を実施する日時及び検査の概要を打ち合わせ、利用者に検査日時を周知するため乗り場周辺に必要な表示をする等の対応を求めること。
- (3) 定期検査の前に、前回の検査結果の内容を確認するとともに、前回検査以降の保守点検記録から不具合箇所及び修理箇所を把握しておくこと。
- (4) 定期検査で使用する器具はJIS規格又はこれと同等以上のもの若しくは製造者が定めた仕様に適合するものを正しく使用すること。
- (5) 定期検査にあたっては、安全確保の観点から、昇降機検査員1名及び補助者1名の2名以上の体制で行うこと。
- (6) 定期検査実施中は、検査中である旨を利用者が見やすい場所に掲示すること。
- (7) 検査作業に支障のない服装に心掛け、昇降機等検査員であることを証明できるものを携帯する等により身分を明らかにして作業にあたること。

- (8) 本基準書を用いて検査方法、判定基準等を十分に理解し検査にあたること。特に国土交通大臣の認定を受けた構造方法（戸開走行保護装置等）に係る検査に漏れがないように留意する。
- (9) 検査結果について、昇降機等検査員自らが所有者等に報告し、所有者等から疑義があれば丁寧に説明すること。検査後10日以内を目処に法で定められた報告書を作成し所有者等に提出すること。併せて所有者が当該報告書の写しを3年以上保管し、昇降機検査員又は保守点検業者が求めた場合には閲覧させ、又は貸与するよう依頼すること。
- (10) 定期検査報告書の提出にあたっては、所管する特定行政庁の指導を受けつつ、当該報告書の受付事務を担う関係団体と十分に打合せを行い、相互の負担を軽減するよう配慮すること。
- (11) (9)の報告書に所有者等から押印を受けた後15日以内を目処に、当該報告書とその受付事務を担う関係団体を經由する等により特定行政庁へ報告すること。
- (12) 所有者等に対し、昇降機又は遊戯施設を常時適法な状態に維持するよう助言を行うこと。
 具体的には検査結果に「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」があるときは所有者等に対しその内容を丁寧に説明するとともに、所管する各特定行政庁の指導を踏まえ必要な措置を速やかに取らせること。

**検査者は、検査の結果と当該昇降機等の状況を、所有者等に十分に説明する必要がある。
 ⇒ 説明責任**

- (13) 定期検査報告書の提出手続きが完了し、当該報告書の受付事務を担う関係団体から「定期検査報告済証」を受領したときは、検査が完了した旨を明示するため、この「定期検査報告済証」を利用者が見やすい場所に掲示すること。

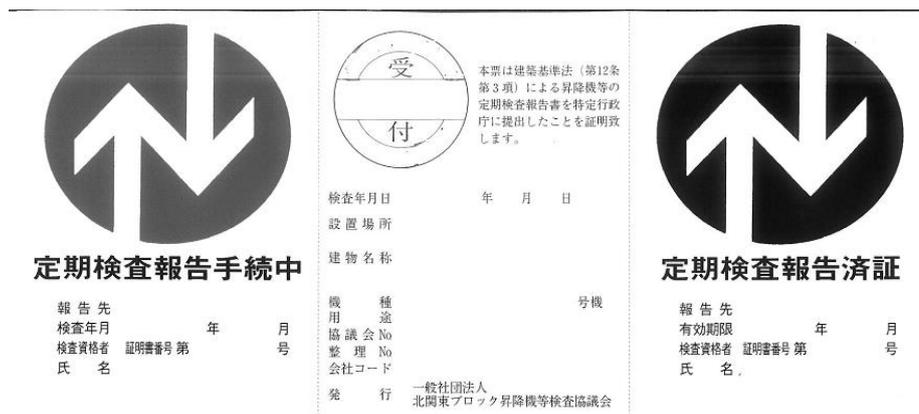
定期検査報告済証

（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター発行『昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書』から引用
 ただし、色表示及び太字などの修正は本書編集者が行っています。）

定期検査報告済証は、昇降機又は遊戯施設について定期検査報告を実施したことを利用者に明示することにより安心、安全を提供することを目的に、（一財）日本建築設備・昇降機センターが全国統一の標準様式として制定しているものです。

この証は、エレベーターのかご内又は遊戯施設の見やすい場所に掲示することとしています。また、それぞれの証には有効期限が明記されており、特定行政庁への報告手続き中であるときは、その旨を表示することとしています。

（報告済証の例）



※定期報告書が提出された後、「安全」「安心」な昇降機や遊戯施設であれば、提出先の地域法人から発行されます。